

## 市契約約款の改正について

当市の契約約款について、下記の通り契約約款の改正を行います。  
改正後の約款は、平成29年10月1日以降に締結する契約案件より適用します。

### 【主な改正点】

#### 1 約款中の呼称の変更（全約款）

○契約の当事者の呼称を「発注者」、「受注者」に変更する。

→これまで牛久市を「甲」、請負業者を「乙」としていたが、契約当事者である両者が「対等な立場である」ことを明確にするために、この呼称を「発注者」、「受注者」とする。

#### 2 工期延長時の当事者間の負担の明確化（工事・コンサルタント）

○工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨の規定を追加する。

→受発注者間の対等性を確保する観点から、その費用負担について明確化・明文化する。

#### 3 受注者が暴力団等である場合の解除権を設定（全約款）

○発注者が契約を解除できる場合として、受注者又はその役員等が暴力団員である場合等の規定を追加する。

#### 4 破産管財人等による契約解除の場合でも違約金の請求を可能にする（全約款）

○契約解除の場合の違約金について、破産管財人等による契約解除の場合でも、違約金の徴収を可能にする。

→受注者について破産手続、更生手続、再生手続が開始された場合、契約解除は破産管財人、管財人、再生債務者等がそれぞれその権限を有することになるが、これらの者による契約解除の場合にも違約金の請求を可能とする。

#### 5 独占禁止法における違反行為が認定された際の解除権を明確化する（全約款）

○独占禁止法における違反行為が認定された際に、課徴金納付が免除された場合においても、違反行為が認定されていれば発注者の解除権を行使することができるようにする。

#### 6 前払金の使途拡大に係る特例措置への対応（工事）

○国や県において実施されている前払金の使途拡大について、当市でも対応できるように改正を行う。